



報道関係者 各位

令和4年4月4日（月）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

行田労働基準監督署職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年4月4日（月）、行田労働基準監督署（行田市桜町2-6-14。以下「行田署」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しておらず、4月1日（金）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを着用し勤務していましたが、3日（日）に発熱し、4日（月）にPCR検査を受け、同日に感染が確認されたものです。

行田署では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁し、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のためかかりつけ医又は最寄りの受診・相談センター等までご連絡いただきますようお願いいたします。